

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成27年7月24日（金）14:17～14:38
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
- 委員 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授  
昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

#### <提案者>

- 濱井 和博 北杜市産業観光部次長
- 小澤 隆二 北杜市産業観光部農政課課長
- 曾根原 久司 特定非営利活動法人えがおつなげて代表

#### <事務局>

- 川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理
- 藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長
- 宇野 善昌 内閣府地方創生推進室参事官
- 富田 育稔 内閣府地方創生推進室参事官

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 企業による活力ある農業おこし特区
- 3 閉会

---

○藤原次長 それでは、国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングを開始させていただきます。

きょうは暑い中、委員の先生方には御出席いただいておりますが、お集まりいただきまして、ありがとうございました。

最初にちょっと最近の状況を申し上げますと、先々週でございますが、7月8日に改正特区法案が成立いたしました。細則、政省令の作業をしておりますが、恐らく9月1日に施行する方向で今、最終的な調整をしているところでございます。

あわせて、新しい地域3地域もその日をもって区域指定という方向での議論をしておるところでございます。引き続き既存の6特区についての事業の見える化を図っていくとともに、必要なことはまさに今回、追加したメニューをさらに広げていく。これは再興戦略改訂版でもさらに書かせていただいておりますが、規制改革項目をふやしていく議論と、もう一つは、総理からも指示をいただいております、また、再興戦略にも書かせていただいておりますが、追加の区域を拡大するという2つの作業をしていかななくてはならないのです。その関係する材料としまして、4月28日から6月5日まで、相変わらず200件近い御応募、御提案をいただいておりますので、項目の追加、区域の追加につきまして、この中からまたいろいろな項目の選定を進めていくということが必要になってございます。

既にヒアリングのほうもやらせていただいておりますが、きょうからまた本格的に自治体、事業者からまたお話を頂戴する、集中的にお伺いする期間ということで、またお願いをできればと思っております。よろしくお願いたします。

まず、第1番目に、トップバッターとしまして、きょうは北杜市の方々、それから、大変有名なNPO法人でございますが、えがおつなげての曾根原さんにも来ていただいておりますので、北杜におきます新たな提案につきまして御紹介をいただきまして、御議論をいただくという形にしたいと思います。

大変時間が限られておりますので、20分しかないのですが、できましたら10分弱で、本当に申しわけないのですが、規制改革項目を中心とした事業の中身をお話しいただいて、その後、委員の方々との意見交換ということで、20分ということをお願いできればと思います。

関係の資料などは公開の扱いでよろしいでしょうか。何か非公開にしたほうがいいものがあれば。

○曾根原代表 済みません、私が配らせていただいたこの資料なのですが、写真の中に顔が写っているところがありまして、多分70~80人写っているかと思うのですがけれども、一人一人の確認ができていないものですから、この顔が写っているところの公開は確認後ということでよろしいでしょうか。

○藤原次長 では、部分的にまたその辺は注文をいただくということを前提に、議事録のほうは公開ということでよろしいですか。

○曾根原代表 はい。

○藤原次長 では、八田座長のほうでよろしくお願いたします。

○八田座長 きょうは、お忙しいところお越しくございまして、ありがとうございます。

早速御説明をお願いいたします。

○小澤課長 こんにちは。山梨県北杜市役所農政課の小澤と申します。説明を始めさせていただきます。

まず初めに、北杜市の概況であります。北杜市は、平成18年までに8つの町村が合併し、誕生しました。山梨県の北西部に位置し、面積は602.89平方キロメートルであります。山

梨山の総面積の13.5%を占めております。地理的特性としまして、八ヶ岳南麓地域、茅ヶ岳山麓地域、釜無川・塩川による沖積平野の3種類に大別することができます。

今回、提案する特区については「企業による活力ある農業おこし特区」であります。その原因となっています農地の耕作放棄地面積は1,189ヘクタールに上り、北杜市の農地総面積8,414ヘクタールの14%を占める割合となっています。山梨県は全国で第2位の耕作放棄率で、その山梨県の中でも第2位の耕作放棄率となっています北杜市では、耕作放棄地の解消や活用が喫緊の課題となっていますので、今回の提案となっております。

また、北杜市では、合併後、企業による農業参入が17社となっており、首都圏域100キロ圏内、名古屋圏域150キロ圏内というアクセスのよさもあり、企業参入による活性化も顕在している点も今回の提案につながっています。

それでは、⑤の具体的な事業の内容から説明させていただきたいと思っております。事前にお配りした表をごらんいただきたいと思っております。

実施内容でございます。企業参入や企業のCSR活動により、荒廃農地を再生し、営農を行う場合について、再生農地の近接地に宿泊施設やサテライトファームオフィスの整備を可能とし、企業の参入促進と都市農村の交流の促進を図るものであります。

具体的な社会的効果、⑥であります。企業のCSR活動が活発化しており、農村地域においても荒廃農地の解消や農業生産が行われていますが、地域によっては宿泊場所の確保が困難で、活動時間が限られ、地域住民との交流も限定される場合があります。企業のCSR活動についても、週末を活用し、1泊2日や2泊3日の活動が容易に実施できることにより、より地域住民との交流の機会がふえ、地域の活性化が促進される。また、進捗した情報通信システムにより、サテライトファームオフィスと本社等を結ぶことにより、従来の業務を行いながら農業を行うことが可能となります。

これらにより、都市圏域の住民との交流が進み、農村地帯の魅力を体験する中で、都市住民との定着が促進されると思っております。

⑦規制の内容です。荒廃農地は、現在も営農が行われている一団の農地に隣接していることが多く、解消した農地の近接地に宿泊施設やサテライトファームオフィスを整備しようとしても、一団の農用地のため、農振の除外が困難であり、除外されたとしても第1種農地に該当するとして農地転用ができない現状であります。

次からは、実際に企業を招き入れて、農村再生を行っている曾根原代表から説明をさせていただきます。

○曾根原代表 ただいま御紹介いただきました、えがおつなげての曾根原と申します。

北杜市の中のエリアで増富という限界集落地域がございます。そのエリアを中心に地域の活性化という活動を行っている団体でございます。まず、その地域なのですが、北杜市の中でも最も耕作放棄率が高く、約半分、44%の耕作放棄率。高齢化率は63%です。面積はかなり広くて100平方キロメートルという場所です。典型的な限界集落です。

その地域での活動なのですが、パンフレットもお配りしましたけれども、今、首都圏の

企業を中心に、14社の企業の皆さんがこの限界集落地域でさまざまに活動いただいております。パンフレットをきょうお配りしましたのは、三菱地所グループさん、日清オイリオグループ100%出資会社のマーケティングフォースジャパン、実はきょうも日清オイリオグループさん、マーケティングフォースジャパンさんは我々のフィールドのほうで活動されております。そんな活動を行っておるものです。

そもそもこのエリアは、2003年、構造改革特区第1号になったとき、合併する前の須玉町から構造改革特区1号を頂戴しまして、我々の団体がまず農地法の規制緩和のもとで、2003年に農業をスタートさせました。

そのとき、このフローでお話しさせていただきますと、まずは都会の若者たちに呼びかけをしまして、約1,000人ぐらい来てくれて、荒れてしまった耕作放棄地を再生させてきました。それが12~13年ごろ前の写真です。その活動の結果として、農地がよみがえってきたというわけです。

その後、地域をさらに活性化させるためには、都会の若者たちだけではちょっと力不足ということもありまして、企業への呼びかけを2008年ぐらいから強化しまして、その結果、今、14社の企業、三菱地所グループさんとか、日清オイリオグループさん、マーケティングフォースジャパンさんなどが今、この地域で活動いただくようになりました。企業の目的、狙いとしましては、このペーパーの上のほうに書きましたけれども、社員研修であったり、CSR活動であったり、新しい商品の開発といった側面もあるかと思えます。また、活動の結果として、リクルーティングとか、顧客への波及効果もあったとも聞いております。

そんな活動を行ってきた中で、さまざまな次のハードルが出てまいりました。そのハードルが右上に書いたものでございます。さまざまな企業が頻繁に訪れていただくようになりました。ただ、頻繁に訪れていただくのですが、来ていただいたとき、例えば社員研修スペースの不足、田んぼや畑では社員研修はできませんので、その上にある休憩スペースとか、倉庫とか、駐車場とか、水がないとか、トイレがないとか、こういったことが不都合となっております。

さらに、頻繁に通ってきていただくと、その地域にかなり愛着が出てきた企業もございます。そうしますと、役員合宿をやろうとか、商品開発の会議をやろうとか、チームミーティングもやろうと、こんなことも今、行われるようになりました。やはり場がないのでどこかに間借りしてやるという状況です。

さらに、大変ありがたいことなのですけれども、我々みたいなコーディネーター機関からの支援がなければ継続できない状況で、できれば自立的に自分たちも拠点を持って、場合によっては収穫施設なども持ってやりたいと、こういう意向を持っている企業なども出てきております。それを2015年ぐらいから拡大させたい我々は考えております。それを北杜サテライトファームオフィスと称しております。

具体的にいうと、もう1枚ペーパーを書かせていただきましたが、マーケティングフォ

ースジャパンさん、日清オイリオグループさんが今までCSRだったり、社員研修だったりの活動をされてこられております。その活動をまたリクルーティングにも活用している。実際に、リクルートのための会社案内にはその活動が出ている様子がおわかりいただけだと思います。

そんな活動を行ってきたのですが、やはり今後、さらに活動を発展させていこうと、食品会社ですから、農村にある農産物とか、こういったもので新たな6次産業化としての地方商品を開発しいていこうとか、こんなことも今、具体的な計画等を持っていらっしゃいます。

さらに、サテライトオフィスのようなものができたらいいのではないかと。研修スペースも何らかの形で確保したいということも今、具体的に話があります。

そんな状況の中で、先ほどお話しさせていただきましたハードルがあって、使われていない農地が全体の約半分もありますので、その農地の規制緩和をしていただくことによって、ハードルが下がるのではないかと考えております。

以上で時間となりましたので、終わらせていただきますけれども、活動の成果として三菱地所さんが耕作放棄地を再生して、棚田に酒米を植えて純米酒丸の内というお酒ができたり、これは日清オイリオグループさんですけれども、耕作放棄地に大豆をつくって、大豆油の試作などを行ったり、ことしはヒマワリ油をつくるということも行っております。こんなことの延長の中で、先ほどのような次のステップのハードルがあるということで話をさせていただきました。

以上でございます。ありがとうございました。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、農振の除外を提案されているのですけれども、お考えではどういう条件のもとで、どういう形で農振の除外を提案されているのでしょうか。

○小澤課長 農振の除外につきましては、耕作放棄地を再生利用する活動を行うものに限って、農振の除外及び農地転用を可能としたいと考えております。今まで農振の除外というとおおむね1年ぐらい時間がかかりましたので、企業のスピード感に合わせて農振の除外ということではなくて、うちでいうと上級機関の県と相談しながら県の認可を受けたものについては農振の除外をしたもの、農業委員会の許可を得ながら転用も短期間でできるというスキームにしたいと考えております。

○八田座長 現在も農業委員会がオーケーと言ひ、県がオーケーと言えば使えるわけでしょう。農振の除外はできるわけでしょう。

○小澤課長 農振の除外につきましては、農地の連続性が言われておりまして、10ヘクタール以上の農地が連担しておりますと、1種農地という扱いになりまして、転用ができないということになっておりますので、そこら辺も課題の一つになっております。

○八田座長 これは法律ですか。

○小澤課長 法律です。農地法です。

○八田座長 農地法で10ヘクタール以上連担している場合には1種農地で、これは転用できない。そうすると、農地法を変える必要があるわけですね。

○小澤課長 そうですね。

○八田座長 ということは、要するに、農地法で、1種農地に放棄地がかなりある場合には1種農地ではなくするという条文を入れるということでしょうか。

○小澤課長 法律改正ということではなくて、この特区に限って1種農地を適用する条件の中から耕作放棄地の再生活動をする企業の活動については、特区の条項により除くと。

○八田座長 わかりました。そして、研修の場所などをつくるのも全部耕作放棄地の上につくるわけですね。

○小澤課長 そのとおりです。

○八田座長 わかりました。

では、委員の方。

○阿曾沼委員 今、14社ということですが、これができることによって、もっともっと企業が集まってくるという可能性はすごく手ごたえとしては感じいらっしゃるのですか。

○曾根原代表 あります。そういう提案もいただいています。

○阿曾沼委員 これは倍になるとか、3倍になるとか。

○曾根原代表 なると思います。北杜市という立地からして、首都圏の企業は2時間ぐらいで来られるところなものですから、かなり拡大すると思っています。

○八田座長 それから、特区法の中でこの目的のためには1種から外すということになると、あとの障害の農業委員会とか県との連携とかはそんなに大きな問題になるとは考えられませんか。

○小澤課長 ただ、いわゆる売り渡しをしてしまうと企業のものになってしまいますので、とりあえずは20年ぐらいの長期期間の賃借権で期間を設けて毎年検証するのですが、20年たって賃借権が切れたときに、再度検討するという格好にしたいと思っています。

○八田座長 それを貸す側はどこですか。一度市に集約するとかそういうことではなくて、直接所有者からということですか。

○濱井次長 両方できますけれども、基本的には所有者から直接と考えておりまして、今、委員長の御指摘のように、ちょうど3,000メートル級の山から500メートルぐらいまで一気に下っている。失礼な言い方ですが、非常にまさに限界集落のような地域がありまして、そういったところは、願わくは第1種農地から外すなどして、きちんとサテライトオフィスを建てるということもありますし、そうでなくても、少なくとも農振と農地法の運用の明確化を図って、農業者でなければならぬということではなくして、企業の活動の中でちょっと農用地を開墾するということができるようにお認めいただきたいというのが気持ちであります。

○八田座長 先ほどのお話では、農振法で、特区では、こういう目的のためには耕作放棄地は1種から外すということでしたね。それ以外に農地法も関係するのですか。

○濱井次長 両方。

○八田座長 今のを外すこと自体が両方ともに関係している。

○濱井次長 両方ともに絡んでいる。

○小澤課長 スキーム的に、筆にかかっているのが農振法で、ほかのものに関するのは農地法なのです。ですから、両方とも関係してきますので、両方とも特区の扱いを認めていただければ実現できると考えております。

○八田座長 余計なことかもしれないのですが、定期借地権というのがありますね。50年間借りられるような感じですね。これは使えないのですか。

○曾根原代表 私はいいと思います。それは企業と農村の関係においてちょうどいい関係ではないかと思います。

○八田座長 そういうことですね。そうすると、ある意味では農家のほうも安心するし、最初にまとまった金も入りますしね。

○曾根原代表 また私から勝手に言っていていいでしょうか。

構造改革特区第1号のときは、私も記憶していますがけれども、当初始まったときは、自治体と地主と我々団体が3者契約で始まったのです。これが非常によかったと思います。というのは、自治体が3者契約に入ると地主の方も安心すると思います。ですから、今回の場合も地主と自治体と企業の皆さん、場合によってはコーディネーターの我々も入ってもいいのですが、そんな協定のような契約をすると、地主の人も安心するし、地域も受け入れやすいと思います。

○八田座長 わかりました。

しかし、それは第1種のことさえちゃんとすれば、あとは。

○曾根原代表 はい。運用方法で。

○八田座長 どうぞ。

○阿曾沼委員 確認ですけれども、これだけ長くいろいろなことをやられて、いろいろな課題意識を持っていらっしゃるということは、農業委員会だとか県とかも事前にいろいろ協議をされていて、一体感を持って対応できるという認識でよろしいですか。

○曾根原代表 山梨県の農政部にも十分今回のサポートをいただいています、調整しております。

○八田座長 八代委員、よろしいですか。

それでは、お話の趣旨はよく理解できました。どうもありがとうございました。